

通年議会（会期の通年制）について

芽室町議会の運営の基本理念と基本方針

3 適切な行政の監視と評価

(2) 監視機能の充実・強化

(ウ) 通年議会制度の実施

会期を基本的に1年1回（5月～4月）とする通年議会制度を導入します。

→ 議会基本条例に基づき、会期を5月1日から4月30日として実施した。各常任委員会の所管事務調査については、機動的に調査できた。

芽室町議会

通年議会（会期の通年制）について

○議会だより

第7章 会議の運営

（通年議会）

第25条 議会は、前条の目的を達成し使命を果たすため、会期を通年とします。

2 会期を通年とするために必要な事項は、会議条例で定めます。

芽室町議会の会期の改正について
「通年議会制（会期の通年化）への移行」

平成25年1月18日

芽室町議会

はじめに

「議会は、閉会中の委員会での継続審査・調査の例外を除き、会期中のみしか活動能力を持たない」を議会改革・活性化の面から解消する

地方分権時代に入り、地方行政の事務事業の拡大等に伴い、政策立案機能や監視機能など、「二元代表制の一翼としての議会の役割」が大きくなり、議員の活動領域も拡大している。

しかしながら、制度上は、「議会は閉会中の委員会での継続審査・調査の例外を除き、会期中のみしか活動能力を持たない」とされる。

また、地方議会の制度運用上、短期間で能率的、濃密な審査を行うことと、限られた日数を有効に使って議会を運営していくことが求められる傾向にあった。このため、半世紀余り、定例会の招集回数は多くの地方議会では年 4 回に減り、その会期日数、時期、質疑・質問、委員会審査、休会等の日程も先例でほぼ固定され、案件に応じた弾力的な対応が困難となっている。

分権時代における今後の議会の運営方法は、こうした固定化された会議の開催回数や会期日数にとらわれるのではなく、それぞれの地方自治体の実情に応じた自主的な運用によることが必要といえる。このような議会運営の改革には、単なる議事運営や執行機関との関係にとどまらず、住民の参加機会の拡大を視野に入れ、開かれた議会を目指すことが重要である。

芽室町自治基本条例において、議会は、監視・評価機能、政策立案機能の強化、積極的な議員間討議を通じて町民の参画する機会の確保に努めるものと定めている。

本町議会においては、本会議や常任委員会等の審議を通じて、多様な住民の意見を反映していくために、「現行の定例会の回数について、議事運営等の弾力的かつ効率的な運用を図る」ことを目的とする通年議会制の導入についての方向性を第 11 回議員協議会（平成 24 年 6 月 20 日開催）及び第 18 回議会運営委員会（平成 24 年 6 月 26 日開催）において決定した。本書は、その後の改正地方自治法を踏まえながら協議を積み重ねた経過等についてまとめたものである。

I 定例会の回数と会期の現状について

1 定例会と臨時会

これまで地方自治体の議会は、長がこれを招集するとされ（地方自治法第 101 条第 1 項）、議会は、「定例会」及び「臨時会」の 2 種類としている（法第 102 条第 1 項）。

定例会は、付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される会議で、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならないこととされている（同条第 2 項）。

他方、臨時会は、必要のあるときに特定の事件に限り、これを審議するために招集される会議であり、付議すべき事件は、長があらかじめ告示しなければならないとされている（同条第 3 項、第 4 項）。

定例会と臨時会との主な違いについては次のとおりであり、定例会に比べ臨時会では制約されている事項は多いといえる。

- (1) 招集請求については、臨時会は議長や議員定数 4 分の 1 以上の議員が付議事件を示して町長に招集を請求できるが、定例会はできないこと。
- (2) 招集告示の内容については、定例会は招集期日と場所のみの告示で足りるが、臨時会はこれに加えて付議事件を告示する必要があること。
- (3) 質疑・質問については、定例会では質問することができるが、臨時会では、緊急質問を除き、質問することができないこと。
- (4) 議案の提出については、定例会中はできるが、臨時会中は告示事件又は急施事件に限ってのみできること。
- (5) 請願の審議については、定例会中は委員会に付託して審議できるが、臨時会中は告示事件又は急施事件でなければ審議できないため次回の定例会まで持ち越しになること。
- (6) 委員会の開催については、定例会中は付託議案審査と所管事項調査のため開催できるが、臨時会中は付議事件や急施事件の審査・調査でなければ開催できないこと。

2 定例会の招集回数の制限

定例会の招集回数については、「毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」（法第 102 条の 2）と規定されていたが、今次の地方自治法改正に

よって、「普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とはせず、毎年、条例で定める日から翌年の前日までを会期とすることができる」と追加されたところである。

定例会の開会回数の規定を巡っては、昭和 22 年の制定以来、当時の自治庁（現総務省）と地方議会との間で様々な議論があり、昭和 27 年及び 31 年に改正が行われているところである。

昭和 22 年 4 月の地方自治法制定当時、定例会は毎年 6 回以上招集しなければならないとされていたが、昭和 27 年 8 月の法改正で「毎年 4 回」に、さらに昭和 31 年 6 月の法改正により「毎年 4 回以内において条例で定める回数を招集し同法の規定が現行の規定となったのは平成 16 年 5 月の改正によるもので、「年 4 回以内」という上限がなくなり、条例で自由に回数を定めることができるということとなった。

この平成 16 年の改正は、鳥取町及び倉吉市が平成 15 年の構造改革特区第 4 次募集に「住民に身近な市町村議会特区」として提案したものについて、定例会の回数は地方の主体的な判断により決定されるべきとの方針により、一般制度として対応することとされ、法改正につながったものである。

3 定例会の招集時期

地方自治法上は、定例会の招集時期について、「議会の招集権者である長は、1 年（暦年）の間に条例で定める回数を招集すれば足り、これをいつ招集するかはその裁量に委ねられている」と解されている。毎年必ず提出される主要議案の通常予算と決算は、地方自治法で議会への提出時期を具体的に規定されていることから、その審議を行う議会の招集時期はある程度、客観的に定まる。

予算については、長は毎会計年度予算を調製し、都道府県及び指定都市にあつては年度開始前 30 日までに、市町村にあつては年度開始前 20 日までには当該予算を議会に提出すべきものとされている（法第 211 条第 1 項）ことから、予算案を審議する定例会は遅くとも 2 月下旬から 3 月上旬に招集することとなる。

また、決算については、決算調製義務を有する会計管理者（出納長又は収入役）は、出納閉鎖後 3 か月以内に決算調製して長に提出し、長は監査委員の意見を付けて次の通常予算を審議する議会までに議会の認定に付すべきものとされている（法第 233 条第 1 項、第 3 項）ことから、決算を審査する定例会は概ね 9 月下旬から 11 月下旬までに招集するのが通例である。

なお、地方公営企業の決算については、管理者は事業年度終了後 2 か月以内に決算を調製して長に提出し、長は監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後、3 か月を経過した後において最初に招集される定例会である議会

の認定に付すべきものとされている（地方公営企業法第 30 条第 4 項）。

4 自主活動の面からの法的課題

地方自治法では会期制を採用し、委員会での継続審査などの例外を除き、「議会は会期中においてのみ活動能力を有するもの」とされ、「議会は、招集による会期の始まりとともに活動能力を取得し、会期の終了とともにその活動能力を失う」とされている。

議会の招集権は、長に専属しており、議会の会期及びその延長並びに開閉に関する事項については、議会がこれを定める（法第 102 条第 6 項）こととされており、一旦議会が招集された後は、議会の自律権に基づき、自主的に活動することとなっている。

5 会期日数の決定

会期は、その定例会の付議事件と審議能力等を総合的に考慮してその都度決定すべきものであり、会議規則に日数を定めることは適当でないという行政実例（昭和 26 年 9 月 21 日、同 27 年 1 月 31 日）がある。この実例に沿えば、審議案件の数等により会期の長短が決定されるため、会議規則で日数を定めるよりも、その都度議決によって決定する方が弾力的な運営ができ、議会の自主・自律性確保に合致する。

全国都道府県議会議長会では、定例会・臨時会はおよそ何日間の日数を要するかということを示すことを住民や議員に示しておくことが議会として必要かつ運営上有効であるとして、標準会議規則制定当初から定例会と臨時会の会期のおおむねの日数を規定していた（同規則第 5 条）が、近年の実態にそぐわなくなっているとの理由から、平成 19 年 7 月に日数の規定を削除した経緯がある。

6 会期回数設定の全国事例

(1) 定例会の招集回数

市町村議会では、倉吉市（鳥取町）が平成 17 年 4 月から会期を年 5 回に、登別市（北海道）が平成 19 年 4 月から年 3 回にそれぞれ改めているほかは、ほとんどの市町村が条例で年 4 回と定めている。都道府県議会では、圧倒的に年 4 回と条例で定めている例が多い。

なお、白老町（北海道）が、定例会の招集回数を年 1 回とし、会期をほぼ 1 年間とするいわゆる「通年議会」を平成 20 年から本格実施し、それに追随する自治体が増えている。

市町村議会及び都道府県議会が、定例会を年 4 回としている理由としては、

各々の定例会において上程される主要な議事案件が予定されていることによるものである。

市町村議会においては、定例会の会期日数の短い年間の議事予定の中に年間の議事予定を組んでいる例は多い。

(2) 会期日数の状況

平成 22 年中の町村議会における会期日数の状況は、全国町村平均では、定例会の年間会期日数は 40.7 日、本会議日数は 13.3 日、臨時会の年間会期日数は 4.0 日、本会議日数は 3.9 日、定例会と臨時会を合わせた年間会期日数は 44.6 日、本会議日数は 17.1 日となっている。なお、臨時会を開催していない議会は皆無である。

7 国会の状況

国会には、憲法及び国会法の規定により、「常会」、「臨時会」、「特別会」の区別がある。

「常会」は、毎年 1 回、1 月中に召集され、会期は 150 日間で、1 回の延長が可能とされている。

「臨時会」は、臨時に必要なとき、衆議院議員の任期満了による総選挙後又は参議院の通常選挙後に召集され、「特別会」は、衆議院の解散による総選挙の後、正副議長等の選挙や内閣総理大臣の指名などを行うために召集される。臨時会、特別会とも、それぞれの会期はその都度国会が決定し、2 回まで延長することができることとなっている。

地方議会の定例会と臨時会には、その権能行使に差があるが、国会の常会、臨時会、特別会には、このような差はなく、いずれも等しく国会としての権能を行使することができることとされている。

最近 10 年間の国会の会期では、毎年 1 回の常会と 1 回または 2 回の臨時会が召集されており、年間総会期日数は概ね 230 日から 240 日程度となっている。戦後、会期が最も長かった国会は、昭和 47 年 12 月に召集された第 71 回（特別会）で 280 日間、最も短かった国会は、昭和 41 年 12 月に召集された第 54 回（常会）で、即日解散のため 1 日間となっている。

8 本町議会の状況

(1) 定例会の招集回数

本町議会の定例会は、昭和 22 年 5 月の地方自治法施行後、法第 102 条第 2 項の規定により年 6 回開催していたが、その後、昭和 27 年の法改正により年 4 回の開催に、昭和 31 年の法改正に合わせて、同年 6 月に制定された「芽室町議会定例会の招集回数に関する条例」においては、「芽室町議会定例会は、毎年 4 回これを招集する。」と規定され、現在に至っている。

定例会の開催時期や定例会において審議される主要議事案件は、概ね他自治体と同様である。

なお、常任委員の任期満了に伴う委員改選等を行うために 2 年ごとに 5 月に開催する臨時会は定例化しており、また、近年、決算審査の早期化によって、9 月定例会開会中に、決算認定議案の審査を行っている。

各定例会において審議される主要議事案件とされているものは次のとおりである。

定例会（時期）主な提案議案

第 1 回定例会	(3 月) 当初予算、補正予算
第 2 回定例会	(6 月) 補正予算、請負契約締結
第 3 回定例会	(9 月) 補正予算、決算認定
第 4 回定例会	(12 月) 補正予算

(2) 会期日数の状況

以前の標準会議規則においては、「会期は、通常予算及び決算を審議する定例会は 30 日、その他の定例会は 7 日、臨時会は 5 日とし、議会の議決によりこれを短縮し、3 日以内これを延長することができる」と規定していた。

その後、「会期は、通常予算を審議する定例会は 30 日、その他の定例会は 7 日、臨時会は 5 日とし、議会の議決により短縮又は延長できる」と改正されている。

昭和 31 年 12 月に制定した現行の会議規則においては、制定当初、「会期は、通常予算を審議する定例会は 30 日以内、その他の定例会は 7 日以内、臨時会は 5 日以内とし、議会の議決で延長することができる」と規定していたが、昭和 48 年 4 月の改正で「会期は、おおむね、通常予算を審議する定例会は 30 日、その他の定例会は 10 日、臨時会は 7 日とする」ように改め、平成 14 年 6 月の改正で、その他の定例会の日数を 10 日から 20 日に改めた。

現行では、会議規則に定めている会期日数を超えることが見込まれたため、定例会及び臨時会の会期に係るおおむねの日数の規定を削除し、単に「会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める」と改めた。

なお本町議会では、平成 23 年中における定例会の年間会期日数は 79 日、本

会議日数は19日であり、臨時会の年間会期日数は5日、定例会と臨時会を合わせた年間会期日数は84日、本会議日数は24日である。

平成24年中の本町議会の年間会期日数は、定例会4回で82日、臨時会2回で2日、定例会と臨時会を合わせて84日が見込まれ、会期が長いのが特徴である。

Ⅱ 本町議会における現状課題の認識

本町議会の現行の議事運営における論点は、次のとおりである。

1 議事運営上の問題点

- (1) 現行の限られた会期日数のもとでの、いわゆる本会議主義では、十分な審議時間が確保できず、執行機関提出の議案を審査して議決するにとどまり、議員間で討議し、議案等を発議できる余裕はない。
- (2) 参考人の招致や公聴会の開催など、町民や学識経験者等の意見を聴き、議会の審議に反映するための制度を十分活用する余裕はない。
- (3) 自治基本条例に明記されている議員間討議の充実や議会から条例案等の政策立案、積極的な政策提言などを行うためには、現状の年4回の定例会の会期内だけでは時間が不足する（所管事務調査は別）。
- (4) 本会議での議案に対する質疑時間が十分に確保されていない。
- (5) 決算審査及び予算審査等の資料送付から事前にチェックするまでの時間が不十分である。
- (6) 定例会と比べ、臨時会では制約されている事項が多くある。

2 議事運営上の改善点

- (1) 本来の議会の役割や現行の自治基本条例の趣旨から、常任委員会及び議員協議会における議員間討議を充実し、政策立案、政策提言を積極的に行っていくためにも、現行の定例会の回数、会期等を見直していく必要がある。
- (2) 議案提案や議案の修正など、議員から発議する会期日数の確保が必要である。
- (3) 決算審査及び予算審査を、より詳細に実施していく必要がある。
- (4) 閉会中の常任委員会において、「その他の所管に関する事務事業」とする方法を改め、より機動的に事件を調査する必要がある。

このような問題点や課題に対応していくためには、現行の定例会の招集回数や会期日数等について抜本的に見直しを行い、会期を長く設定のうえ、委員会を中心とした所管事務調査を活性化するなど、現行の議事運営方法を改善していく必要があった。したがって、議会では次の会期の改正を検討した。

Ⅲ 『通年議会』と『会期の通年化』

1 通年議会制（先行自治体議会タイプ）

通年議会制は、会期の回数によって、制限されていた議会活動を解消する目的から、会期の回数を年1～2回とし、会期の長さを1年間（に近い期間）として運用するものであり、議案を審査する会期と会期外の会議とは区別する必要はない。

通年議会は、全国で20あまりの自治体議会で運用している。会期設定方法で、1月から12月まで（他に4月から3月まで、5月から4月まで等のパターンがある。）を会期設定し、1月に本会議を招集し、従来の定例会年4回制時の本会議開催時期である3月、6月、9月及び12月を定例会月とし、本会議を再開のうえ、議案審議、一般質問等を行う。1月及び定例会議・臨時会議以外の期間は休会とし、常任委員会の所管事項調査等を中心に活動する制度である。

通年議会は、年4回の定例会議の日程をベースとするケースが多く、議案審議や一般質問等に係る議事運営の大幅な変更はないものとされる。

通年議会の会期設定の主な事例

・1月～12月
白老町、宮城町蔵王町、神奈川町開成町、千葉町長生村、栃木町
長野町軽井沢町、岩手町紫波町、長崎町壱岐市、石川町津幡町、 神奈川町寒川町
・4月～3月
福島町、熊本町御船町、福岡町川崎町
・3月～2月
長野町小布施町
・5月～4月 四日市市 長崎県

2 会期の通年化（改正自治法タイプ）

改正自治法の中で示された会期設定方法は、特定の日から翌年の当該日の前日までを会期とし、定期的に本会議を開く日（定例会日）を設定するものである。

この改正の意図は、これまでの運用による通年議会制とは異なり、第29次地方制度調査会で議論された、議会議員の構成を住民構成と近づける選挙立候補者拡大の観点から、有権者が在職のまま休暇取得をしやすくなることや、サラリーマン議員の出現を想定している。平成23年2月に示された総務省原案では

以下の点をベースにしている。

- (1) 集中的な会議期間をとる会期制を廃止する。
- (2) 毎月決まった日に会議を開催することを条例で決定し、サラリーマン層の議員などが計画的に休暇を取得し、回議に出席しやすくする。

その後、第30次地方制度調査会において、上記(2)は必ずしも毎月同じ日である必要性はない等柔軟化され、3月9日に閣議決定に至っている。

したがって、上述のとおり会期の通年化とは、これまでの運用による通年議会と形態を同じくするものの、法律に明記されていない目的が異なるといえる。

会期の通年化に関する改正は、既に公布日の平成24年9月5日から施行されているが、この改正はこれまでの運用による通年議会制を排除するものではなく、会期の通年化が強制されるわけでもない。ただし、会期の設定に関しては、自治体内の行事等と大きく関連することから、これまでの定例会開催月をゼロベースから検討し直すことが必要とも捉えられる。

また、臨時会の招集権や専決処分のある方などは、前鹿児島県阿久根市長の例などを考慮し、総務省において平成23年1月26日に『地方自治法抜本改正についての考え方』を発表し、これに基づき、法改正案を発表しており、今回の法改正はほぼこの時点での案と同様の内容となっている。

改正自治法では、町長は、議案等を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができ、議長は、請求があった日から3日以内に会議を開かなければならない。この点においても、先稿自治体議会が運用している通年議会制とは目的が異なるものである。

定例日以外は、年間の議事予定を自由に組み立てることができ、夜間や休日の開催等の柔軟な議事運営が容易になるが、定例会の年4回制時と異なる議事予定を組んだ場合、議案審議や一般質問等に係る議事運営の変更が必要となる。

3 通年議会制・会期の通年化の比較

(1) 通年議会制・会期の通年化の確認項目

1 一時不再議 事情変更があったかどうかの認定による。会議規則から削ることも可である。
2 会期不継続 閉会翌日から次の会期が始まる場合でも、案件の不継続は変わらない。 閉会中手続きが必要である。
3 専決処分 会期中であるのに専決処分することに理由はない。予算の年度末処理などは、会議を開いて議決する。軽易事項であるとするなら、議決事件の一定範囲に限っての専決処分を委任することも可である。

(2) 通年議会・会期の通年化の検討項目

ア 開会日の設定

通年議会	会期の通年化
定例日を曜日で定める	
現行の会期方式を踏襲し別表にする	
前会期の終わりに次の会期の日程を年間分決定する（予見可能性）	前会期の終わりに次の会期の日程を年間分決定する（毎年条例改正）

(3) 会期の開始日

	通年議会	会期の通年化
暦年例	1月6日から12月30日までの359日間など（休会となる年末年始をあえて会期に含める必要はない。会期外に開会する必要があるれば会期延長または臨時会となる）	1月1日から12月31日まで（会期の決定の概念がなくなるにより、招集初日に開会する必要もない。会期の終期は翌年の前日までの1年間）
会計年度例	4月10日から4月9日までの365日間など （3月31日には予算の年度末処理があるため、必ず会期に含めておく必要がある。会計年度開始初日に会議を開くこ	4月1日から3月31日まで

	とは実務的に困難が予想されるので、必要があれば開議できるように会期中としておくことが簡便。	
任期例	5月（初議会）から4月まで 任期の初日は解散等により変わる可能性もあるが、議員の任期である『議会期』に合わせるのが世界標準である。 会計年度末を任期最終日としないことが肝要である。	

(4) 関係条例等の整備

	通年議会	会期の通年化
定例会の回数を定める条例	回数を1回とする。	招集時期、会期定例日を定める条例に改称する。
定例会の招集時期を定める規則・告示	（長の規則・告示となっている場合、条例または議会規程とすることを検討）	廃止
臨時会に関する例規等	維持	削除
長等の議場に出席できない場合の届け出	理由、期日、手続き等を明確にしておく。議長と首長とで協議の結果を少なくとも会議で報告しておくべき（すべての議会に適用）。 将来的には、議会の災害対応等などとも一体化して議会の危機管理体制として条例整備を検討すべき。	

新潟県立大学国際地域学部 田口一博 通年議会・会期の通年化のポイント（地方議会人 2012年11月号）参照

IV 会期を長くすること等による利点・欠点

1 利点

会期を長くすること等による利点としては、町民全体の福祉の向上につながる事が最大の利点であるが、詳細には次の点が考えられる。

- (1) 災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、招集手続を経ずに議長の権限で速やかに本会議を開催し、避難及び復旧予算措置等の対応が可能となる。
- (2) 委員会の所管事務調査を随時に、時機を逸することなく詳細にわたり対応でき、委員会活動を充実させることができる。
- (3) 閉会中の期間がなくなるため、専決処分（180条）を極力少なくし、議会で審議することが可能になる。

2 見込まれる効果

審議期間を十分に確保することができることから、次の内容が効果として考えられる。

- (1) 一般質問のみならず、提案議案に関する質疑の機会を十分に設けることができる。
- (2) 委員会を機動的に開催し、議員間討議の機会を増加することにより、政策の提言等を行うことができる。
- (3) 委員会において、関係者や学識経験者等の意見を聴取する参考人制度の活用が容易となる。
- (4) 委員会において、手続に時間を要する公聴会制度を活用して町民等の意見を聴くことが容易となる。
- (5) 次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになり、請負契約締結議案などの早期議決、早期執行が可能になる。
- (6) 意見書案、決議案等を時宜に提出や議決することが可能になる。

3 欠点

会期を長くし、あるいは閉会中の期間を短くするものとする事による懸念は次のとおりである。

- (1) 本会議、委員会等の開催経費が増加することもある。
- (2) 年間議事予定にない急きよの開催の場合、定足数に達せず、流会となる懸念がある。
- (3) 執行機関の行政能率に影響を及ぼす懸念がある。
- (4) 地域での議員活動等の時間が少なくなる懸念がある。
- (5) 執行機関の行事予定が立てにくくなる懸念がある。
- (6) 一事不再議の原則（会議規則第 16 条）により、会期中に議決した事件と同一の事件を提出できない期間が長くなる。
- (7) 定例会の節目が少なくなり、メリハリや緊張感がなくなる懸念がある。

V 芽室町議会における通年議会制の選択

1 会期日数を増やす場合、運用による通年議会制か、法改正に伴う会期の通年化か、また定例会回数と会期設定の様々な組み合わせが考えられる。本町議会においては、会期の見直しの基本的な考え方を協議し、「定例会の招集回数及び会期」については、招集回数を年 1 回とし、会期を通年(1 年)に改める等の見直しを行うことが適当であるとし、議会運営委員会は 6 月 26 日に議長に答申し、議員協議会でも確認し、議会運営委員会で決定したところである。

したがって、本町議会は、通年議会制を選択するものである。

併せて会期等の見直しに係る「本会議の運営方法等」、「委員会の運営方法等」、「本会議、委員会等の開催経費等」及び「事務局体制の充実等」については今後の協議内容に位置付け、議会運営委員会及び議員協議会においても確認作業を継続して行うものである。

なお、定例会の招集回数、会期等の見直しの改正に当たっては、次の 3 点の基本的な目的を大前提とするものである。

1	町民の福祉の向上、サービスの向上につながること。
2	経費の大きな増加とならないこと。
3	議会機能を強化するものとする。

2 本町議会の定例会の招集回数及び会期

これまでの検討経過に基づき、本町議会においては平成 25 年度から定例会の

招集回数を定例会・臨時会の区分を設けない。通年議会制を選択し、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とするものである。したがって、従来の年4回の定例会開会を年1回の定例会議開会(通年)に改めるものである。

また、改選年を考慮のうえ、議会の招集回数及び会期については、次のとおりとするものである。

1	通年議会制の試行実施
	平成24年第4回定例会から平成25年3月定例会開会前日まで
	平成24年12月3日から平成25年3月2日まで
2	通年議会制の本格実施
	平成25年第1回定例会議
	平成25年5月1日から平成26年4月30日まで (会期日数365日)

3 会議の招集の方法

(1) 招集日等の日程調整

現行法上、招集権はあくまでも長にあり、開会に当たっては事前に十分協議、調整を要するものである。改正自治法の通年制の会期は、会議を開く定例日を条例で定める必要があるとされる。本町議会では、改正自治法の会期の通年化の趣旨とされる①毎月決まった日に会議を開催することを条例で決定し、計画的に運営することについては趣旨を鑑みて、議会運営委員会では、あらかじめ年間の会議スケジュールを設定する。

また、招集後において、議案の提案説明、質疑・質問に対する答弁等、執行機関の説明を求める会議の日程、議件については、議会及び執行機関双方の行事予定を考慮して従前と同様に議会運営委員会で決定するものとする。

(2) 招集手続

招集手続を経ずに、議長の判断で随時に本会議を開くことができるなど、機動的、弾力的な議会運営が可能となる期間が長くなる。

(3) 一般質問の方法

「一般質問」の時期、回数、質問時間等の実施方法は、従来どおりとする。

「一般質問」年4回(6月、9月、12月、3月)
質問時間(答弁、再質問含む)1人90分間

4 議案、請願等審査の方法

通年議会制の下での議案、請願等の取扱い、審査方法等については、見直しのうえ柔軟な運営を行う。このうち、請願・陳情の調査については、次のように取扱う。

(1) 提出期限について

請願、陳情の提出期限については、提出機会を確保するため通年対応とする。

(2) 所管委員会での審査について

議会の機能強化の観点から、所管委員会においては、請願の審査方法等についての委員間協議の実施や請願に関わる参考人の招致など、請願内容に応じた的確な審査を行う。

(3) 本会議での議決について

請願の速やかな審議を行うため、各定例会議の開会日を提出期限とする請願については、各定例会議の前半に開催される本会議において先議（優先性をもつ議案について他の議案に先立って行う審議・議決）を行い、開会日以外を提出期限とする請願については、各定例会議後半に開催される本会議（最終日）において議決を行う。

(4) 処理経過及び結果の報告について

請願者に対する議決から採択処理経過報告までの期間を現行どおり維持するため、開会日を提出期限とするものについては当該定例会議に、開会日以外を提出期限とするものについては次の定例会議に第1回目の処理経過報告を求め、第2回目以降の報告は、それぞれその後1年経過ごとに通算4回を限度として求める。

5 出席を求める説明員の範囲

改正自治法第102条の2第1項の改正に伴い、本会議において出席を求める説明員の範囲については、議会の審議に必要な説明のために出席を求めているということを明確にし、法121条第2項のとおり、審議内容に応じて説明員の出席を求めることにより、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないように配慮するものとする。

(1) 議会の構成等に関する審議を行う本会議には、説明員の出席を求めない。

また、議会の構成等に関する事項と議案等の審議を併せて行う本会議には議案等の審議時のみに説明員の出席を求め、当該議事が終了すれば暫時休憩

し、説明員の退席後、再開して議会の構成に関する審議を行うなど配慮するものとする。

- (2) 提出議案の審議を行う会議には、質疑に係る発言により指定する場合、説明員を町長、副町長、会計管理者、総務課長、企画財政課長及び各関係課長など限定的な出席にとどめるなど、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないように配慮するものとする。
- (3) 各課長職以下については原則、説明員として出席を求めず、答弁を行う課長等を補佐する必要があると認められる場合に限り出席を求めるものとする。

6 会議録の調製

定例会議の終了後ごとに会議録を調製し、会期中の全ての記録をホームページに掲載する。

7 委員会の運営方法等

(1) 計画的な運営

常任委員会の運営については、年間活動計画の作成等を行うなど、計画的な運営を行うこととする。

委員会の年間活動計画については、委員改選後、所管事項概要の調査を行った後に、年間の調査事項や時期、町内・町外調査の内容について、委員間で協議して作成するものとする。

(2) 各課の主要事業説明

従前、3月定例会と6月定例会の閉会期間中の「各課の主要事業説明」の事務調査を継続し委員会を開催したうえで、総合計画実行計画などについて所管事務を調査する。

(3) 常任委員会等の審査・調査の方法

定例会議中の常任委員会において、議案、請願の審査方法等を委員間で協議する機会を設け、特に町民の利益に係わる重要な議案や請願の審査に当たっては、委員会での参考人の招致や公聴会の開催など、内容に応じた的確な審査・調査を行うことができるよう柔軟に運営する。

(4) 議案の審査

重要な議案については、議案を付託された委員会においては、必要に応じ細部にわたり調査する。

また、本会議での委員長報告では、必要に応じて議案についての賛否の状況やその理由についても言及することとし、委員会で議案の賛否についての理由

を議論するなど、委員会において工夫する。

(5) 請願の審査

請願の採択、不採択等の採決にあたっては、議案と同様の取扱いとし、必要に応じて参考人を招致する。

(6) 所管事務の調査

所管事務の質疑応答が終了し、説明員に退席を促し、委員間討議の時間設定を行い論点・争点の整理を行う。

(7) 公聴会の開催

公聴会については、開催手続に時間を要することから、開催の必要性について委員間で十分協議、検討したうえで実施する。

(8) 出席を求める説明員の範囲

委員会において出席を求める説明員の範囲について、審査・調査内容に応じ説明員の出席を求め、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないように配慮するものとする。

(9) 委員会の事務調査

閉会期間がなくなることから、従来、閉会中において実施していた定期的な調査について、会期中に実施する。

8 本会議、委員会等の開催経費等

議員の本会議、議員協議会、委員会等への出席のための登庁等に係る費用弁償については、従来どおり支給対象とする。

9 議会と町長との協議

議会と町長とが協議すべき具体的な案件が生じた場合に、議会運営委員会で協議する。ただし、協議の場の設置については常設的なものとはしないものとする。その際の議会側の出席者については、その都度、正副議長の協議により決定するものとする。

10 事務局体制の充実等

議会の諸活動の増加に伴い、活動の支援に当たる事務局体制の充実に向け、随時、適正な職員配置等を考慮するものとする。

1 1 本町議会における通年議会制への改正

(1) 通年議会・会期の通年化の確認項目

会期の通年化	本町議会の会期の通年化
<p>1 一時不再議</p> <p>事情変更があったかどうかの認定による。会議規則から削ることも可である。</p>	<p>1 一時不再議</p> <p>会議条例に明記する。事情変更があったかどうかの認定による。</p>
<p>2 会期不継続</p> <p>閉会翌日から次の会期が始まる場合でも、案件の不継続は変わらない。閉会中手続きが必要である。</p>	<p>2 会期不継続</p> <p>会議条例に明記する。閉会翌日から次の会期が始まる場合でも、案件の不継続は変わらない。閉会中手続きが必要である。</p>
<p>3 専決処分</p> <p>会期中であるのに専決処分することに理由はない。予算の年度末処理などは、会議を開いて議決する。軽易事項であるとするなら、議決事件の一定範囲に限っての専決処分を委任することも可である。</p>	<p>3 専決処分</p> <p>執行機関と協議し、専決処分事項を議決事件の一定範囲に限っての専決処分の委任等を改正する。会期中であるのに専決処分することに理由はないものの、日程調整は従来どおり必要であり開会については議会運営委員会で協議する。</p>

(2) 通年議会・会期の通年化の検討項目

ア 開会日の設定

会期の通年化	本町議会の会期の通年化
<p>定例日を曜日で定める</p> <p>現行の会期方式を踏襲し別表にする</p> <p>前会期の終わりに次の会期の日程を年間分決定する（毎年条例改正）</p>	<p>・現行の会期方式を踏襲し、前会期の終わりに次の会期の日程を年間分決定し別表にする。</p>

(3) 会期の開始日

	会期の通年化	本町議会の会期の通年化
暦年	1月1日から12月31日まで。 (会期の決定の概念がなくなるにより、招集初日に開会する必要もない。会期の終期は翌年の前日までの1年間)	<ul style="list-style-type: none"> ・5月から4月まで。 ・議員の任期である『議会期』に合わせるもの。 (会期は、執行機関と事前協議し、議会運営委員会に諮り、会期は議決を要する) <ul style="list-style-type: none"> ・議会解散があった場合はこの限りではない。
会計年度	4月1日から3月31日まで。	
任期	5月(初議会)から4月まで。任期の初日は解散等により変わる可能性もあるが、議員の任期である『議会期』に合わせるのが世界標準である。会計年度末を任期最終日としないことが肝要である。	

(4) 関係条例等の整備

	会期の通年化	本町議会の会期の通年化
定例会の回数を定める条例	招集時期、会期定例日を定める条例に改称する。	議会基本条例に移行
定例会の招集時期を定める規則・告示	廃止	廃止
臨時会に関する例規等	削除	削除
長等の議場に出席できない場合の届け出	理由、期日、手続き等を明確にしておく。議長と首長とで協議の結果を少なくとも会議で報告しておくべき(すべての議会に適用)。 将来的には、議会の災害対応等なども一体化して議会の危機管理体制として条例整備を検討すべき。	理由、期日、手続き等を明確にしておく。議長と首長とで協議の結果を少なくとも会議で報告しておくべき(すべての議会に適用)。 将来的には、議会の災害対応等なども一体化して議会の危機管理体制として条例整備を検討すべき。

P13 改良 新潟県立大学国際地域学部 田口一博 通年議会・会期の通年化のポイント(地方議会人 2012年11月号) 参考

Ⅶ 具体的な設定方法

1 芽室町議会は会期の通年化（先行自治体議会タイプ）を選択

芽室町議会は、常任委員会の所管事項調査等を中心に活動する趣旨を鑑み、通年会期制ではなく会期を1年とする通年議会制を選択するものとする。したがって、議案審議や一般質問等に係る議事運営において大幅に改正することはない。

2 運営方法及び年間スケジュールの検討

会期の有無に関係なく、年間を通じた議会活動を実行するという視点から、通年議会スケジュールを設定する。なお、課題が生じた場合は、執行機関とも十分に協議し運用する。

3 本格実施までの検討課題

ア 開議・閉議に係るルールの設定について

通年議会制により、開議・閉議に係る議長の裁量が大きく拡大することから、町長から付議すべき議案等を示したうえで開議の請求があった場合は、議長は3日以内に本会議を開催しなければならないというルールを設定する。

なお、地方自治法も同様の規定で改正されている。

イ 専決処分の取扱方法

通年議会を導入した場合、原則として専決処分の要件は適用されなくなるものの、急施の議案等を審議すべき場合は、アに示した開議のルールをもとに町長の開議要求に基づき、議会運営委員会を経て決定する。

ウ 一事不再議の原則を適用しない場合

通年議会においても一事不再議の原則が適用されるが、議決時点からの政治的、経済的又は社会的な環境変化があり、客観的に事情が変更したと認められる場合には、議会運営委員会において協議のうえ、事情変更の原則を適用する。事情の変更があったときは、一事不再議の原則の適用がない旨、会議規則で規定する。

なお、事情の変更の判断基準については今後、検討する必要がある。

4 招集日等の日程調整

招集日、会期、本会議、委員会開催日等の日程については、事前に執行機関

と調整を行い、議会運営委員会で、向こう 1 年間の「年間議事予定（案）」を協議、決定し、公表する。

① 開会時点で、向こう 1 年間の年間議事予定を確定する必要があるが、現行においても、事前に執行機関と日程調整の上、議会運営委員会で決定している。

5 議案、請願等審査の方法

随時提出議案の審議については、提出日から採決日まで最低 3 日間の審議日数を確保することとしている。

また、急施を要する議案のうち、開会日等提出議案については先議を行い、それ以外の、休会日等に提出された随時提出議案については本会議を急きょ開催して審議を行うなど、弾力的に取り扱う。

参考：議員間討議の充実

(1) 通年議会制のもとでの会期等の見直しによる討議時間の確保

会期の見直しによる会期日数の増加と、それに合わせて行われた委員会運営方法の変更は、議員間討議の充実にとって効果的であると考えられるが、さらに改善していくことが求められる。

(2) 通年議会制による本会議での議論方法の改善

本会議は、議会における議論の最も重要な場であり、インターネット中継されるなど議会の情報発信力の良い機会にもなっている。しかしながら、本会議では執行機関に対する質問が議員個人の主観によるため、議会全体の議論とならず、政策議論にはつながりにくいといった意見が出されている。

議会での質問内容は、個々の議員の裁量によるものではあるが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で、会派を超えて質問を練り上げ論点を明確にし、政策手源や政策化している例も多い。

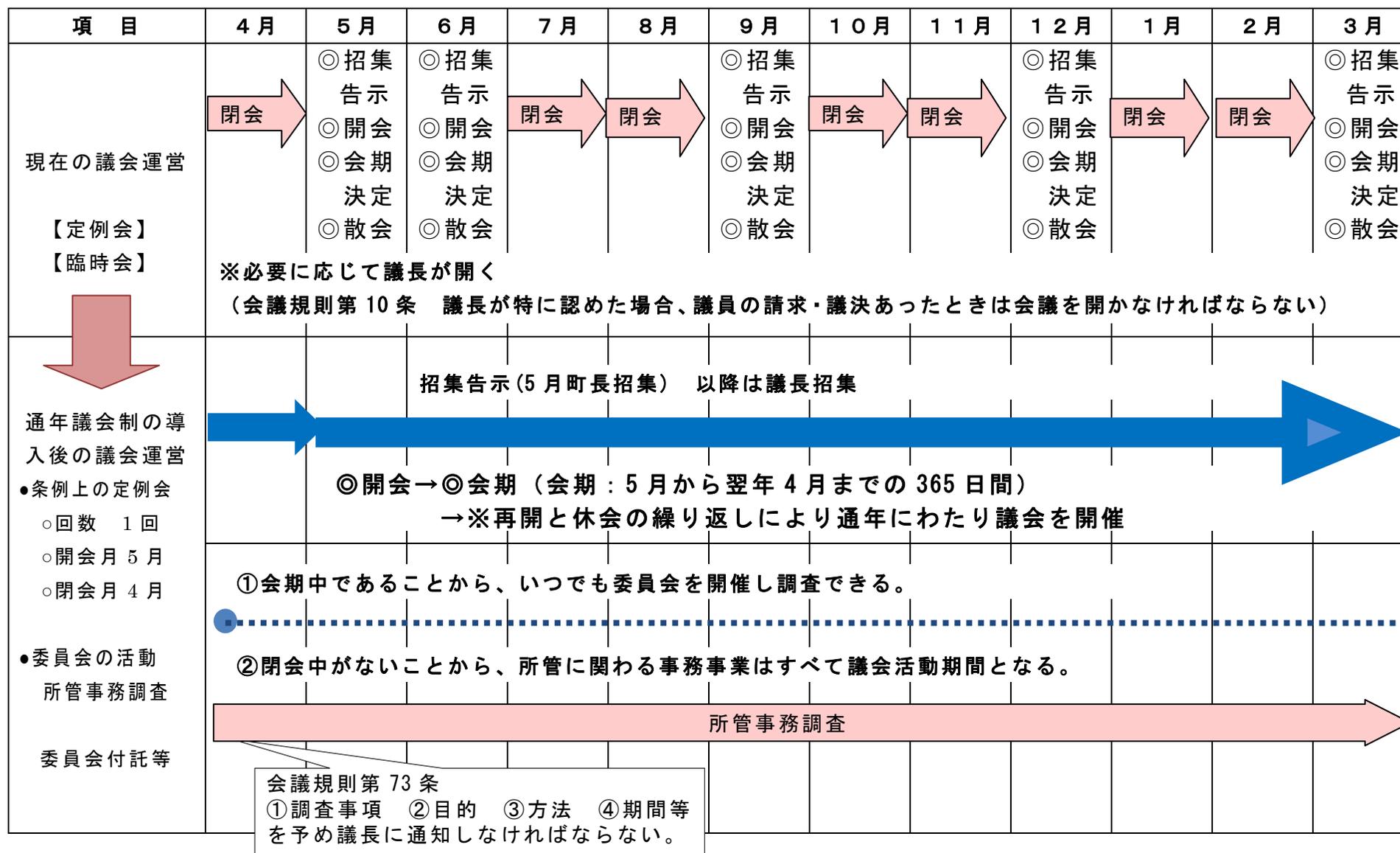
今後は、議会全体で、執行機関からの提案に対する調査から論点を組み立てていく手法も検討していく必要がある。

参考：震災と通年議会制

平成23年度に発生した東日本大震災や紀伊半島大水害など、未曾有の大災害に際して顕著になったように、「いつでもすぐに活動できる体制づくり」は、議会として非常に重要である。

年間を通して議会活動が可能となる通年制は、執行機関の行政活動を継続して監視することで、議会の機能を強化するとともに、災害など不測の事態に対する危機管理体制が整えられ、町民の福祉や町民サービスの向上につながり、このことから通年議会を導入することは適切と考える。

芽室町議会・通年議会のイメージ図（5月～4月）



〈芽室町議会会議条例〉 〈会期・会議等〉

(会期)

第5条 定例会の会期は、5月から4月までの通年とする。ただし、議会の解散があった場合は、この限りでない。

(定例会)

第6条 定例会は年1回とする。ただし、議会の解散があった場合は、この限りでない。

(本会議)

第7条 本会議は、6月、9月、12月、3月に定例会議として再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度臨時会議として本会議を再開する。

(会期中の休会)

第9条 会議に付された事件をすべて議了したときは、議案等を審議する期間と決定した日でも、議会の議決で休会とすることができる。

〈文書質問関連〉

(文書質問)

第64条 議員は、町の一般事務について、文書で質問をすることができる。

2 文書質問をしようとする者は、定められた期間に議長にその要旨を通告し、議長は、町長等執行機関の長に送付するものとする。

3 前項の通告が、文書質問の趣旨に反すると認めるときは、議長は、前項の通告を受理しない。

4 文書質問に対する答弁書の提出期限は、議長が決定する。

5 文書質問を撤回しようとする者は、議長に文書で申し出るものとする。

(準用規定)

第65条 質問については、第60条第1項の規定を準用する。

〈一事不再議の取扱関連〉

(一事不再議)

第17条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

2 前項に規定する一事不再議は、定例会議として再開する本会議の都度、「事情変更の原則」があったものとみなす。

< 最小限出席に関する改正内容（案） >

芽室町議会会議条例等運用規則

通年議会の試行に伴い、説明員の出席についての確認事項を基準とするもの。

- (1) 本会議及び委員会における説明員の出席は最小限とし、議員同士の討論を重要とする。
- (2) 議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議に入る場合、議長は暫時休憩を宣告し、説明員は自由に退席することができる。

< 芽室町議会会議条例運用規則（案） >

改正前	改正後
第5章 議事 (執行機関の出席要求) 第17条 議長から執行機関に対し会議に出席を求める場合は、文書により行う。ただし、緊急の場合は口頭により行うことができる。	第5章 議事 (執行機関の出席要求) 第17条 議長から執行機関に対し会議に出席を求める場合は、文書により行う。ただし、急の場合は口頭により行うことができる。 <u>2 議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議のみを行う本会議には、説明員の出席を求めない。</u> <u>3 町長及び議会が提出する議案を審議する本会議は、町長提案に係る議案審議時に説明員の出席を求め、当該議事が終了した時に議長は休憩を宣告し、説明員の退席後、再開して議会提案の審議を行う。</u>

＜通年議会の本格実施の方法＞

①会議のあり方について

通年制を採用した場合、約1年の長期間にわたって議長がいつでも会議を開くことができることとなり、議長の裁量が大きく拡大することから、開議・閉議に係る一定のルール（例えば、定期的に会議を開催する日、会議の時間帯等）を条例等で定める必要がある。

→ 議会基本条例・定例会条例改正・会議規則改正（自治法改正）

②専決処分について

通年制を採用した場合、現行の長の専決処分の要件のうち、もっとも適用事例の多い「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき」という要件は適用されなくなる。一方、長が議長に開議の請求をした場合に、議会が一定期間内に会議を開かない場合、あるいは何らかの事情により開くことができない場合には、専決処分をすることができる手続きについて、条例等により定めておく必要がある。

→ 町議会の議決により指定された町長の専決処分事項の改正

③一事不再議について

同一会期中に一度議決された同一の事項について再び意思決定をしない「一事不再議」の原則は、法令上規定されたものではないが、芽室町議会会議規則第15条では、この原則を規定している。

議会で扱う議事は、常に変化する社会情勢に応じてなされるべきものであることを考えると、一事不再議により長く将来の議事を拘束するのは好ましくない。従って、通年制を採用した場合でも一事不再議の原則が基本的には適用されるものの、議決後に事情の変更があり、急を要する場合などにおいては、この原則を適用除外できるように会議規則を見直す必要がある。 → 会議規則改正

④文書質問制度について

通年制を採用した場合、休会中においても主体的・機動的な議会活動に資するため、調査権限が飛躍的に高まる「文書質問制度」を導入することが議会改革の決め手の1つになる。議長を経由して町長等に対し文書質問をすることができる。文書質問は国会で言えば「質問主意書」である。福島町では10日以内に回答することを会議条例で決めている。

→ 議会基本条例・会議規則

⑤本会議及び委員会における説明員の出席の最小限規定について

通年制に限らないが、説明員の出席についての確認事項を基準とするもの（自治法改正）。
(1)議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議に入る場合、議長は暫時休憩を宣告し、説明員は自由に退席することができる。

(2)本会議及び委員会における説明員の出席は最小限とし、議員同士の討論を重要とする。

→ 議会基本条例・運用例改正

＜芽室町議会通年議会に関する条例(要綱)案＞

(目的)

第1条 この要綱は、会期により活動が制限されていた議員及び議会活動の幅を広げるために会期を通年とすることの試行に関して必要な事項を定める。

(定例会の回数及び招集時期)

第2条 平成24年度の通年議会における定例会の回数は1回とし、平成25年5月に招集する。

(会期)

第3条 定例会の会期は平成25年5月●日から平成26年5月●日までとする。

(本会議)

第4条 本会議は、議会運営委員会においてその期日を決定する。

(本会議の呼称)

第5条 定例会における本会議の呼称は、平成24年度芽室町議会定例会12月会議、平成24年度芽室町議会定例会3月会議等とする。ただし、同一の月内に2回以上開催する場合は、2回目以降の本会議の呼称は、その月の本会議の回数を記して、平成24年度芽室町議会定例会○月会議第○回会議とする。

(一般質問)

第6条 一般質問は、平成24年12月及び平成25年3月の本会議で行う。

(議案番号)

第7条 議員又は委員会提出の議案、意見書案及び決議案等は、平成25年度芽室町議会定例会3月会議最終日までは一連の番号を付けるものとする。

2 町長提出の議案は、平成25年度芽室町議会定例会3月会議最終日までは本会議ごとに議案の種別により一連の番号を付けるものとする。

(議事日程番号)

第8条 議事日程は、審議日ごとに一連の番号を付けるものとする。

(一事不再議)

第9条 芽室町議会会議規則(昭和62年3月27日議会規則第1号)第15条に規定する一事不再議は、審議期間の異なる本会議の都度事情変更の原則を適用する。

(所管事務調査の通知)

第10条 所管事務調査の項目は、第5条に規定する本会議の審議期間最終日までに議場で配布する。

(会議録)

第11条 会議録は、審議期間の異なる本会議ごとに調製するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

<通年議会制試行について>

①会議のあり方について

通年制試行は、平成24年12月定例会開会日から平成25年3月定例会開会日の前日までの1回（約3か月間）とする。なお、試行期間中において臨時会を開催する際は、現行どおりとする。

すなわち、通年議会試行の内容については、①閉会中における文書質問制度及び②閉会中の委員会活動（議会は閉会中の委員会での継続審査・調査の例外を除き、会期中のみしか活動能力を持たないことの解消）の2点について試行するものである。

●芽室町議会通年議会の試行に関する要綱及び芽室町議会文書質問試行に関する要綱

②専決処分について

通年制試行において、専決処分事項については現行（昭和59年12月25日議決）どおりとする。

●町議会の議決により指定された町長の専決処分事項の見直し（昭和59年12月25日議決）どおりとする。

③一事不再議について

通年制試行において、「一事不再議」は、芽室町議会会議規則第15条どおりとする。

●芽室町議会通年議会の試行に関する要綱

④文書質問制度について

通年制試行において、休会試行中においても主体的・機動的な議会活動に資するため、調査権限が飛躍的に高まる「文書質問制度」を試行する。

●芽室町議会通年議会の試行に関する要綱及び芽室町議会文書質問試行に関する要綱

⑤本会議及び委員会における説明員の出席の最小限規定について

通年制試行において、説明員の出席については最小限でもかまわないものとする。

ア 議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議に入る場合、議長は暫時休憩を宣告し、説明員は退席することができる。

イ 議員間討議の際は、本会議及び委員会における説明員の退席を願うものとする。

●執行機関に協力を要請する。

芽室町議会通年議会の試行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、会期により活動が制限されていた議員及び議会活動の幅を広げるために会期を通年とすることの試行に関して必要な事項を定める。

(定例会の回数及び招集時期)

第2条 平成24年度の通年議会試行における定例会の回数は1回とし、平成24年12月に招集する。

(会期)

第3条 定例会の会期は、平成24年12月定例会開会日から平成25年3月定例会開会日前日までとする。

(本会議)

第4条 本会議を開催する期日は、議会運営委員会において決定し、定例会及び臨時会における本会議の呼称は、従来どおりとする。

(文書質問)

第5条 文書質問は、平成24年12月定例会閉会日の翌日から平成25年3月定例会開会日の前日までの間に行うものとする。

2 文書質問の試行に関して必要な事項は、別に定める。

(議事日程番号)

第6条 議事日程は、審議日ごとに一連の番号を付けるものとする。

(一事不再議)

第7条 芽室町議会会議規則（昭和62年3月27日議会規則第1号）第15条の規程を適用する。

(会議録)

第8条 会議録は、審議期間の異なる本会議ごとに調製するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月3日限り、その効力を失う。

芽室町議会文書質問制度の試行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会通年議会の試行に関する要綱に基づき、芽室町議会の文書質問制度の試行に関して必要な事項を定める。

(質問の通告及び内容並びに公表)

第2条 文書質問を行う議員は、一般質問通告書を用い、必要事項を記入の上、議長に提出しなければならない。

2 文書質問の内容は、一般質問と同様に、町長及びその他の執行機関の最高責任者の所信を問う内容でなければならない。

3 議長は、文書質問の通告を受理した場合は、議会運営委員会に諮り、答弁書の提出期限を決定し、町長及びその他の執行機関の長に通知するものとする。

4 議長は、文書質問の内容や質問の項目数について、議会運営委員会に諮ったうえで、内容の変更及び質問項目の制限の決定を行うことができるものとする。

5 議長は、町長及びその他執行機関の長が答弁書を速やかに提出できない場合は、その理由を報告するよう求める。

6 議長は、前項の報告を受けたときは、速やかに通告書を提出した議員にその旨を連絡する。

7 議長は、通告書及び回答書の写しを保存するとともに、全議員に配付する。

8 文書質問の通告文及び答弁書は、全議員に配布するとともに、直近に発行するめむろ議会だより及び芽室町議会まめ通信並びに芽室町議会ホームページにより広く町民等に公表するものとする。

(運用方法の見直し)

第3条 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に町長と協議し、合意を得たうえで、議会運営委員会に諮って運用方法を見直す。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月3日限り、その効力を失う。

＜最小限出席に関する改正内容（案）＞

芽室町議会会議条例運用規則

通年議会の試行に伴い、説明員の出席についての確認事項を基準とするもの。

- (1) 本会議及び委員会における説明員の出席は最小限とし、議員同士の討論を重要とする。
- (2) 議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議に入る場合、議長は暫時休憩を宣告し、説明員は自由に退席することができる。

改正前	改正後
第5章 議事 (執行機関の出席要求) 1 議長から執行機関に対し会議に出席を求める場合は、文書により行う。ただし、緊急の場合は口頭により行うことができる。	第5章 議事 第1節 <u>説明員</u> 1 議長から執行機関に対し会議に出席を求める場合は、文書により行う。ただし、急の場合は口頭により行うことができる。 2 <u>議会が提出する議案（会議案・意見書案・委員会報告など）の審議のみを行う本会議には、説明員の出席を求めない。</u> 3 <u>町長及び議会が提出する議案を審議する本会議は、町長提案に係る議案審議時に説明員の出席を求め、当該議事が終了した時に議長は休憩を宣告し、説明員の退席後、再開して議会提案の審議を行う。</u> ※以下、2号ずつ繰り下げる。

＜町議会の議決により指定された町長の専決処分事項(案)＞

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。なお、地方自治法第180条の専決処分について(昭和59年12月25日議決)は廃止する。

記

- (1) 法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。
- (2) 議会の議決を経た工事請負契約について、当該議決に係る契約金額がその100分の10を超えない範囲（当該金額が400万円を超える場合にあっては、400万円以内）で変更すること。
- (3) 会計年度末における議決済みの町債の借入額の増減及びそれに伴う歳入歳出予算の補正をすること。
- (4) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に関し歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- (6) 会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- (7) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。

町長の専決処分事項の指定について

芽室町議会は、平成25年度4月定例会から通年議会の本格実施に向けた試行を実施しているが、ほぼ年間を通して会期中とすることから、町長が議会を招集する「議会の議決に付すべき事件について特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」に該当する事例のほとんどがなくなり、地方自治法第179条に基づく専決処分は限りなくできなくなるともいえる。

しかしながら、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性をさらに担保するために、町長において議会の議決に付す① 災害等の維持補修や工事、② 年度末における基金繰り戻し、③ 年度末における日切れ法案及び起債許可の決定など時間的制約のあるものなどについては、地方自治法第180条第1項による専決処分の拡大を認めて指定を行うものである。

<町議会の議決により指定された町長の専決処分事項(決定)>

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項（昭和59年12月25日議決）の全部を改正する。

（1）法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関する事。

（2）議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、請負金額を250万円以内の額で変更すること。

（3）災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関する事。

(参考) 町議会の議決により指定された町長の専決処分事項 (現行)

昭和59年12月25日議決

議会の議決により指定された町長の専決処分事項

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

記

- 1 公務上発生した事故にかかる1件の金額50万円以下の法律上、町の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 前項にかかる和解及び調停に関すること。

＜芽室町議会文書質問に関する要綱（案）＞

（目的）

第1条 この要綱は、芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）第16条第2号の文書質問に関し、必要な事項を定める。

（質問の通告）

第2条 文書質問を行う議員は、文書質問通告書（別記様式第1号。以下「通告書」という。）に所定事項を記入の上、議長に届け出なければならない。

2 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、通告書においてその趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

3 文書質問は、定例会及び臨時会の会期中はできない。

4 議長は、議員から通告書の提出があったときは、全議員にその写しを配付し、議会運営委員会における協議を経た上、町長に送付し、速やかに文書による回答（以下「回答書」という。）をするよう求める。ただし、議長は、議会運営委員会に諮った上、町長に通告書を送付しないことができる。

5 議長は、前項の回答書を町長が速やかに提出できない場合は、その理由を報告するよう求める。

6 議長は、前項の報告を受けたときは、速やかに通告書を提出した議員にその旨を連絡する。

7 議長は、通告書及び回答書の写しを保存するとともに、全議員に配付する。

8 通告書及び回答書の内容は、芽室町議会ホームページ等で公開する。

9 議会は、文書質問に当たっては、大量の質問等により町長の職務に支障が生じることのないよう配慮するものとし、大量の質問等がなされた場合には、議会運営委員会においてその取扱いを協議する。

（運用方法の見直し）

第3条 議長は、文書質問に関し、必要があると認めるときは、事前に町長と協議し、合意を得た上、議会運営委員会に諮って運用方法を見直す。

（委任）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って別に定める。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

〈通年議会制についての町からの疑問点などに対する質疑応答〉

Q1 現在、地方自治法の改正法案が議論されているが、法律案の会期の改正趣旨は、議事機関として多様な住民の意見を反映し集約する機能を果たすことが期待されている観点から「幅広い層の住民が議会の議員として参画できるような環境の整備及び住民が議会の審議に参加しやすくなるような仕組み」の制度化となっている。

今般の通年議会制導入の趣旨と地方自治法の改正趣旨は同じか。

A1 全く同じ趣旨・目的ではありません。

御承知のとおり改正法案は8月29日に参議院可決し、9月5日公布されました。全国の自治体議会が法によらずとも通年議会を導入していますが、こうした議会改革が全国的に進む中で、第28～29次地方制度調査会で審議の上、法改正に至ったものであります。

ただし、当町議会が導入する目的は、法改正の目的には依らず、全国初導入した白老町議会、または福島町議会とほぼ同じ理由であり、以下の2点からのものであります。

(ア) 議会開議の主導権の確立（地方自治法101条関連）

(イ) 委員会活動及び議員活動の機動性の確立（地方自治法109条関連）

Q2 専決処分についての手続きは、地方自治法によって規定されており、改正自治法においても、「長が議長に対し、会議に付議すべき事件を示して会議を請求し、議長は3日以内に会議を開かなければならない。」となっている。

あえて、条例で手続き等を定める必要があるか。

A2 通年議会制を導入したとしても、開議の請求は同様であり（議員からの請求についても）、本町議会の場合は、議会運営委員会を開催したうえで決定することは何ら変わらず、条例化には及びません（北海道町村議会議長会確認）。

Q3 町長の専決処分事項の指定については、現行1事項であるが、通年制を導入することによって審議日程の拡充・柔軟が図られることとなる。

議会の議決事項を町長に委任する事項の拡大は、制度導入の趣旨と整合が取れることとなるか。

A3 A1のとおり、改正法及び当議会の制度導入の趣旨は、審議日程の拡充・柔軟が図られることとしていません。あくまでも以下の2つの主な目的により導入するものです。

(ア) 議会開議の主導権の確立（地方自治法101条関連）

(イ) 委員会活動及び議員活動の機動性の確立（地方自治法109条関連）

Q4 「町議会の議決により指定された町長の専決処分事項」の改正に関して、執行側の判断で内容を作成するのか。議会と協議の上で内容を作成するのか。

A4 長と議会の協議により内容を作成することが当然と考えます。

Q5 一事不再議については、法令上規定されたものでなく条理としての解釈であることから事情の変化の解釈等が非常に難しいと考えられる。

一事不再議の原則適用除外となる事項の根拠となる会議規則の見直しは、困難でないか。

A5 全国の先例をみても全く問題ありません。

現行も、会期の比較的長い市町村において、同一会期中で前提条件が異なっていると解される場合には、再提出して審議・決定できるものとされています。

この事情変更の原則の解釈・運用については、一事不再議の原則の主旨を損なわないことは当然のことです。また、会議規則で適用除外原則について定めることは何ら問題ありません（北海道町村議会議長会確認）。

Q6 文書質問制度について

(1) 文書質問が一般質問と同趣旨とすれば年4回の定例会の回数が議員の皆さんが少ないとの認識なのか。

A6(1) 通年議会導入の目的に基づくものであり、定例会が開催されない期間に質問することができる意義は大きいものがあります。御承知とは思いますが、文書質問制度（趣意質問）については、道議会も導入しています。

(ア) 議会開議の主導権の確立（地方自治法101条関連）

(イ) 委員会活動及び議員活動の機動性の確立（地方自治法109条関連）

(2) 文書質問が一般質問でない質問等、例えば事務的な質問であれば担当課で答えられる。あるいは、所管委員会で調査項目などでの審議という方法もあるのではないか。

A6(2) あくまでも文書質問は議員個人の政策的・大綱的な内容に限ります。

現段階では議会運営委員会で協議の上、通告することを考えています。

また、文書質問は議員活動の活性化を主眼としています。

(3) 文書質問においては、活発なる政策論議が困難でないか。

相対してすべきが議論が深まり町民に対してもオープンでないか。

A6(3) 文書質問を通して、一般質問または所管委員会の事務調査につながるケースも想定され、活発な政策論議につながることは望ましいことです。

また、文書質問の通告文及び回答文は、議会広報及びホームページ上で公表します。

(4) 文書質問に関して、会議規則の中に「執行機関等は、文書質問の送付を受けてから10日以内に答弁書を議会に提出する。」とあるが、会議規則の中で執行機関のことを縛るのは違和感を覚える。また、10日以内に答弁書を作成するのは、案件によっては相当の事務量が必要である。委員会活動を活発化すれば、文書質問制度を設ける必要はないのでは。

A6(4) 会議規則は、執行機関等にも及ぶものです。また、一般質問の通告から答弁までは約10日間であることから問題ないものと考えますが、支障があるのであれば、日数は協議のうえ決定させていただきたいと思います。

議会基本条例は、二元代表制運営条例でもあります。

Q7 説明員の最小限度出席規定について

(1) 町長提案の議案審議については、提案者として議会でどのような議論があつて結論が導き出されたのか知ることは行政執行機関として必要であると考え。したがって、審議に明らかに支障がある場合を除き、会議場にいるべきでないか。

A7(1) 議会への出席は、議長が執行機関の長に依頼するものであり限定されま
す(行政実例)。御承知とは存じますが、議会出席の目的は、「知る」ためのものでは本来ありません。

法第121条に、法第102条の2第1項の、議長は、議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならぬという点が追加されたことも申し添えます(修正可決)。

(2) 議員提案の議題においても、予算など執行機関に関係する場合も(1)と同じく会議場にいるべきと考える。

A7(1) 最小限出席というものであり、全く執行機関の長及び職員が出席しないというものではありません。なお、御承知とは思いますが、法第121条のとおり招集権は議長にあることは変わりありません。

Q8 通年議会の試行といえども実施するならば条例制定によるべきでないか。

- ・地方自治法第102条第2項
- ・町議会定例会条例

A8 全国導入議会、北海道町村議会委議長会及び道市町村課に照会しましたが、要綱で有効との回答をいただいておりますが、町が指摘するとおり、手続きの条例化も議会運営委員会で協議します。

2 芽室町議会基本条例についての町の疑問点に対する議会の考え

Q1 用語の整理が必要でないか

- (1) 第2条第1項第1号で「町民」の定義をしているが、自治基本条例やまちづくり参加条例の「町民」の定義と違うが問題ないか。
- (2) 第2条第1項第2号で「町」の定義をしているが、前文以外にこの条例で見当たらないのでは？
前文の「町」であるとすれば意味合いは大丈夫か。
- (3) 議会は 「二元代表制」「二元代表民主制」
議会は 「議論の広場」「言論の府」
議会は 「議事機関」「代表機関」
- (4) 町民の定義を「町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内で活動する法人その他の団体」としているが、「議会は町民の代表」「議員は、町民全体の福祉の向上を目指して」などの表現と整合性はとれるか。

A1 条例原案については、現在も議員協議会及び議会運営委員会で協議中であり、細かな内容や文案及び用語などについては今後調整する予定です。

Q2 機関競争という言葉は一般的な言葉か。あるいは専門用語として認知されているか。

A2 先例があります（福島町議会）ので用語としても問題はありませんが、今後、議会運営委員会及び議員協議会で調整する予定です。

Q3 第12条関係で、一般質問の通告及び町長等に事前の答弁書の提出を規定しているが、条例に規定すべき事項か。条例に規定するとすれば、議員の通告も会議規則ではなく、条例事項とすべきでないか。

A3 条文文言は別として、規定すべきと考えます。

また、会議規則は会議条例に移行し改正予定であり、内容も見直しする中で、議会基本条例の内容も変わることも想定されます（神原勝議会サポーター助言）。

Q4 第13条・第14条関係について

- (1) 芽室町においては、総合計画における基本構想、実施計画は議会の議決事項となっている。また、町の総合計画は基本目標、政策、施策及び事務事業という体系であり、事務事業等の進行管理・評価も行っている。さらに、予算・決算においても事務事業に連動している。
議会が審議する上で、現行で十分でない点は何か。
町長等に対する努力義務を課す以上、議会・議員にも同様な努力義務を課すことになってしまうのか。

A4(1) 本町の場合、実行計画が町民に対して一切公表されていない点が最大の

課題です。議会・議員には当然に議決した場合には議決責任が伴いますが、執行権限及び執行の責任はありませんので、同様な努力義務は想定することはできません。議会は今後、行政評価等に力点を置く考えです。

(2) 町長に関する規定であるが、議会基本条例で町長に関して縛るのは違和感を覚える。また、「将来にわたる政策等のコスト計算」は何を指すのか。実行計画は、行政の内部計画であり、議会への説明が必要なものか。「決算審査にあたって、執行方針・予算等に基づいて行う評価等」は何を指すのか。

A4(2) 先例があり、町長に関する規定は問題ありません。「将来にわたる政策等のコスト計算」とは実行計画上の費用及びその先の概算費用を指します。このことで、提出される政策の信頼性が高まると考えられます。場合によっては歳入も含みます。総合計画は、「まちの計画」であり、実行計画自体が町民に示されていないこと自体が本町の総合計画上の最大の課題と考えています。決算審査の事前に所管委員会において、事務事業評価を行うことを指すもので、先例（飯田市議会、福島町議会等）はあります。

Q5 地方自治法では議会に附属機関を設置することを想定していないが、法律及び条例上問題はないか。

A5 問題はありません。先例も多くあり、本町議会でも条例案を検討中です。（道町村議会議長会、道市町村課、各議会サポーター確認）

Q6 芽室町自治基本条例との整合性はどのように考えているか。

A6 芽室町自治基本条例の関連条例または個別条例に位置します。

また、自治基本条例の議会条文については、議会基本条例制定に伴い当然に整理し条例改正の予定です。

〈H24『議会報告及び町民との意見交換会』質疑・意見等〉

「通年議会制に関して」

通年議会制導入の理由は（特例公債法の関係性）？
<p>・通年議会制は、昨年の町民との意見交換会で町民から提言され、今年3月に議長から議会運営委員会に諮問され、約3か月間にわたり調査・研究し、6月26日に導入すべきものとして答申しました。</p> <p>なお、特例公債費との関連は全くありません。</p>
通年議会と歳費の関係は？
<p>通年議会制により直ちに年俸制となることはなく、また報酬が引き上げるものではありません。</p> <p>一般質問の時期は、6・9・12・3月の年4回となり、これまでと全く変わりません。それ以外の本会議が開会されていない時期は文書質問制度を導入する予定です。一般質問の通告は、議会だよりやホームページでお知らせします。また文書質問・回答の内容は町民の皆さんに公開します。</p>
通年議会での専決処分の取扱いは？
<p>通年議会の開催により、専決処分はほとんどなくなるのが通例ですが、今後、専決処分の案件については、町との協議により定めていきます。</p>
通年議会のデメリットは？
<p>本町においては、デメリットは、全くないものと考えています。</p> <p>通年議会制は1年中連日にわたって会議を開くものではありません。</p> <p>なお、町職員が忙しくなる場合がありますが、出席者数を減らすことも要請し、経費増となることもないと考えています。</p>
災害時の議会開会は？
<p>現行では、議会閉会中は活動できないことになっており、委員会を開会できません。そのため通年議会制を導入したい考えです。</p>

議員の年間の出席日数は？

行事及び会議等を併せての年間の出席日数は、次のとおりです。
議長 330日、副議長 256日、各委員長平均 220日、各議員 207日。

- ⑫議会報告と町民との意見交換会の参加者増を！
- ⑬議会報告と町民との意見交換会の開催方法に一考を！
- ⑭若い世代の意見交換会への参加を！

ぜひ、町内会、農事組合などで皆さんにお誘い合わせのうえ、御参加くださるようお願いいたします。

また、団体との意見交換会も実施しています。町民との意見交換は、テーマ別の開催なども検討し、若い世代及び女性のみなさんにも参加していただくような企画を協議していきます。

おわりに

「議会機能を強化し、経費増加とはせず、町民サービスの向上につなげる」 通年議会の実施を

住民から見て、議会は休んでいるときがあるというのが不信の元となる傾向がある。つまり、議員は年 4 回の定例の会期中しか働いていないイメージを持たれやすい。通年議会制は、そういう考えを払拭する目的に導入する訳ではない。議会への不信感を取り除き、議員が行動することを示すため法的に根拠づけ、自治体議会の自由な検討を促す趣旨である。主に市町村議会を念頭に置き、幅広い層の住民参画や、住民にとっての議会スケジュールの予見可能性を高めることを目的としている。地方制度調査会等からの意見により、地方議会の会期制度案から「一月中の招集」や「毎月一日以上開催」の内容は削除され、より自由度を高めて運用することが可能となっている。

芽室町議会では、議事運営の弾力的、効率的な運用によって議会の機能強化を図るため会期等の改正の検討（通年議会制）を続け、平成 24 年 6 月 26 日に議会運営委員会が議長に対し「答申書」を提出、今回、会期等の見直しを行うことを決定した。通年議会制を前提にした議会の年間スケジュールの検討を行う方向性を決定した。

地方分権が進むことに伴い、二元代表制の一翼を担う議会としての行政監視の必要性はいつそう高まる。緊急時の対応を含め、議会がいつでも活動できる状態にあることが重要であり、通年制の導入により、通年で行政監視の体制を備える意義は大きいといえる。

なお、通年議会制の本格的導入に際しては、次の点に留意するものである。

会期等の見直し（通年議会）に当たっての基本的な考え方

1	町民の福祉の向上、サービスの向上につながること。
2	経費の大きな増加にならないこと。
3	議会機能を強化するものとなること。

